

第24期第8回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和3年3月5日(金曜日) 13:30～14:50

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第2番	岡田 充	第11番	高橋 征三
第3番	藤田 幸正	第12番	小野 春雄
第4番	村上 壽一	第13番	曾我部 英敏
第5番	塩見 敏夫	第14番	伊藤 繁次郎
第6番	寺尾 俊行	第15番	土岐 若水
第7番	横井 直次	第16番	伊藤 慎吾
第8番	藤田 健太郎	第17番	渡邊 勝俊
第9番	宇野 賀津美	第18番	松木 ワカ子
第10番	古川 一豊	第19番	山口 三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第2番	安藤 育雄	第9番	田坂 健次
第3番	加藤 宏司	第10番	眞鍋 哲哉
第4番	岩崎 紀生	第11番	竹林 義孝
第5番	小野 義尚	第12番	小泉 禮造
第6番	井下 八郎	第13番	高橋 秀実
第7番	高橋 眞次	第14番	神野 鉄治
第8番	藤田 隆		

(3) 欠席委員 2人

農業委員	第1番	片上 和彦
推進委員	第1番	岡田 悦明

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	藤 田 和 則	事務局 次長	近 藤 明 美
農政 係 長	谷 口 恭 子	主 任	井 上 貴 清
会計年度任用職員	齊 藤 麻 里		

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 今後の活動について



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員18人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。だいぶ春めいて参りまして、今日、3月5日は暦の上では二十四節気の1つ啓蟄で虫が動き出すということで、これからの農作業に取り組んで行かれるということで、農業委員会活動も合わせていろいろお願いしたいと思います。今から総会に入りますが、その前に任期最初の7月の時にお話もあったと思いますが、農業委員の守秘義務についてのことでのお願いでございます。我々は、非常勤の地方公務員になっておりますので、いろいろな活動の中で知りえた情報であるとか、相談案件については個人情報を取り扱うこととなりますので、我々は今申し上げましたように地方公務員となりますので、公務員法に基づいて秘密を守る義務が課せられております。活動によって知りえた情報、それを活動中、職を退いたあとでもそういったことは外部に漏

れることがないようにというように言われておりますので、その辺のところについて、これからの活動の中で十分お気を付けて取り組んでいただきたいと改めてお願いを申し上げます。

ただいまから第8回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第6号までとなっております。

農政関係は「今後の活動について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において岡田 充委員と村上 壽一委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第4号は決議事項、第5号及び第6号は意見事項となっております。

藤田会長

1ページをご覧ください。

議案第1号「農地の相続税納税猶予適格者証明について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

近藤事務局次長

議案第1号につきましては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予適格者証明願で、第1番の1件でございます。

2ページをご覧ください。

第1番、萩生字本郷、田2筆、面積823平方メートル、相続人は、萩生在住、(1-1)さんです。被相続人は、萩生、(1-2)さんです。証明内容といたしましては、続柄は二女、同居、相続開始年月日は、令和2年5月28日です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の相続税納税猶予適格者証明について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページをご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画について」を議題に供しますが、渡邊 勝俊委員と神野 鉄冶委員が関係しておりますので、退室願います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局から議案の説明をお願いします。

近藤事務局次長

議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田38筆、畑16筆、合計面積44,105平方メートルでございます。

4ページをお開きください。

6番の(2-1)さんから10ページ36番(2-31)さんの31件でございます。

内訳といたしましては、期間、2年間で4件、3年間で17件、3年1カ月間で2件、5年間で7件、10年間で1件。利用権の種類は、使用貸借27件、賃貸借4件。再設定29件、新規設定2件となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること及び全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること並び

に対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、6番から36番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議案第2号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(休憩後、委員の入席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

11ページをご覧ください。

議案第3号「農地の使用貸借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、1番の1件でございます。12ページをお開きください。

1番、角野新田町二丁目、田及び畑、3筆、面積3,052㎡、譲受人は市内在住の(3-1)さんです。譲受人は、これまで両親が所有する南予の農地について耕作を手伝っており、今回、譲受人が市内で新規に営農を開始するにあたり、申請地を借り受ける目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、農道が整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺への影響についてはないものと思われま

す。なお、許可後は季節野菜の栽培を予定しております。

以上の案件につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、小野 春雄委員から報告をいただきます。小野委員お願いします。

小野(春)委員

使用貸借権設定についての内容説明をさせていただきます。借り受けの(3-1)さん、年齢が63歳で南予の方の柑橘農家の生まれらしいです。若い時から農業には親しんできたと、仕事の関係上新居浜の方へ赴任し、約20年前くらいから住んでいるのですが、退職を機に知り合いの(3-2)さんのところの遊休地を借りるという形で季節野菜を耕作していこうかと、お話を聞けばそういうことです。それで、ご本人さんは職業の絡みで肥料関係などの知識も豊富で、お付き合いの人も営農で野菜の方も多かったみたいで、本人自体は野菜の栽培に前向きで貴重面に管理されているのは立証済です。新たに今回、上がったのですが、お話を聞きましたらスーパー、産直市などへの納品とか、前向きに取り組んで行くのはもちろん意欲も持っておりますし、農機具の方も耕運機、管理機、トラクターの方も購入予定だそうです。近隣の農地にも影響ない、真面目な方なのでご審議の方をよろしくお願いします。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の使用貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

13ページをご覧ください。

議案第4号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第4号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、6番の1件でございます。

14ページをお開きください。

6番、萩生字且之上、田、1筆、面積225㎡、譲受人は市内在住の(4-1)さんです。

譲受人は、現在6反8畝ほどの農地を家族で耕作・管理しており、今回、譲受人が経営規模拡大のため、譲渡人から管理が困難になっていた申請地の贈与を受ける目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、農道が整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺への影響についてはないものと思われまます。なお、許可後は季節野菜の栽培を予定しております。

以上の案件につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えまます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、竹林 義孝委員から報告をいただきます。竹林委員お願ひいたします。

竹林委員

説明いたします。2月18日現地調査の結果、申請地は所有権による贈与を受けることであり、溜池、農道、水路に接しておりまして、隣地との境界も明確でありました。また、地域との調和要件も問題なく別の耕作地につきましても保全管理農地でよく管理されております。そういうことより、許可をしても支障はないと思います。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、6番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

15ページをご覧ください。

議案第5号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

井上主任

議案第5号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。

16ページをお開きください。

2番、土橋一丁目、畑1筆、申請人は、(5-1)さん。内容は、自己住宅68.22平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

以上の事案につきましては、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。ご審議の程よろしくをお願いします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、2番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

17ページをご覧ください。

議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

井上主任

議案第6号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は16件です。

18ページをお開きください。

28番、萩生字岸ノ下、田1筆、譲受人は、(6-1)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、賃貸借権で期間は20年です。

29番、宇高町四丁目、田1筆、譲受人は、(6-2)さん。内容は、自己住宅110.85平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

30番、萩生字岸ノ下、畑1筆、譲受人は、(6-3)さん。内容は、自己住宅114.27平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

19ページをご覧ください。

31番、田所町、田2筆、譲受人は、(6-4)さん。

内容は、露天駐車場、農地区分は、その他の農地で

ある第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

32番、田の上四丁目、田1筆、譲受人は、(6-5)さん。内容は、露天資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

33番、滝の宮町、畑3筆、譲受人は、(6-6)さん。内容は、診療所併用住宅1棟185.14平方メートル、一体利用地として、宅地245.75平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

20ページをお開きください。

34番、大生院字岸影、田1筆、譲受人は、(6-7)さん。内容は、自己住宅108.48平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

35番、庄内町五丁目、田1筆、譲受人は、(6-8)さん。内容は、自己住宅108.30平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

36番、本郷一丁目、田1筆、譲受人は、(6-9)さん。内容は、自己住宅100.20平方メートル、一体利用地として、公衆用道路167.00平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

21ページをご覧ください。

37番、土橋二丁目、田1筆、譲受人は、(6-10)さん。内容は、宅地分譲(4区画)、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

38番、政枝町一丁目、田1筆、譲受人は、(6-11)さん。内容は、自己住宅138.29平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と

判断され、区分は、所有権移転です。

39番、宇高町三丁目、畑3筆、譲受人は、(6-12)さん。内容は、建売住宅(2戸)117.48平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

22ページをお開きください。

40番、北内町三丁目、畑1筆、譲受人は、(6-13)さん。内容は、自己住宅124.62平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

41番、政枝町二丁目、田4筆、譲受人は、(6-14)さん。内容は、建売住宅(14戸)735.63平方メートル、一体利用地として、宅地256.90平方メートルおよび農道(用途廃止)7.19平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

42番、政枝町二丁目、田3筆、譲受人は、(6-15)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

23ページをご覧ください。

43番、中村四丁目、畑1筆、譲受人は、(6-16)さん外1名。内容は、宅地拡張、一体利用地として、宅地191.72平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

以上、28番から43番の事案につきましては、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告さ

せていただきます。ご審議の程よろしくお願ひします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、28番から43番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時05分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「今後の活動について」を議題といたします。我々第24期委員が昨年7月にスタートしまして、半年以上が経ち、その間いろいろな活動や研修を行ってまいりました。夏の農地パトロールや年末からの農地基本台帳調査により、ご自分の地区を回ったことから地域が抱える問題点等もわかったのではないかと思います。そこで、本日は、景観形成作物事業の班にわかれていただき、そうした地域内の現状、問題点等についてお話いただき、今後どのような活動が必要か、このような研修をしたいなど話し合い

をしていただきたいと思います。また、景観形成作物事業をしております各ほ場の令和3年の活動についても意見を出し合ってください。話し合いで出た意見につきましては、最後に発表してもらいますが、発表者は、各班の中で決めてください。

それでは、今から20分時間をとりますので、よろしくをお願いいたします。

(協議20分後)

藤田会長

それでは、各班で出た意見について発表をしていただきます。川東地区からお願いします。

岡田(充)委員

川東地区の景観形成作物はポピーを植えているのですが、今写真を見ていただいたら分かるように、丈でいうと10センチメートルくらいの大ききで育てております。それで、種まきの要領が悪かったのかまだらに植わってないところがあるのですが、これも成長して花が付き出したら見事になるだろうと、今のところは順調に生育しておりますということです。

藤田会長

あと、農地パトロールとか実態調査についても含めて、我々委員会の活動の中でご意見はないですか。

塩見委員

初め農地の基本台帳調査をしている時に、土地を貸したいという人が割と多くて、それはなぜかという、後継者がいない、どうしたらいいのかと言われたのですが、それも、売りたいのではなくて先祖から代々なので、できたら売らなくて、貸したいという方が多いんです。後継者もいないし、息子達も県外で誰か借り手がいないかとよく相談を受けたのですが、そこで即答が出来なかったのです。今度、15日に会があるのでその時までには皆さんにいい方法があれば考えてきてほしいと思うのですが、よろしく申し上げます。

藤田会長

川東でここに居るメンバーの中で担い手として頑張

っておられる加藤委員さん何か御意見ないですか。

加藤委員

いろいろな形で調査を回っていた中で本当に後継者がいないと、親の代で土地を処分しなくてはいけないという声もありましたし、こういうのが現状なんですよ。幸い、宇高の場合は里芋の栽培で何人かが拡大しようという形で、土地の方はいくらでも欲しいという方がおられます。そういう方にマッチングして、今のところ規模を拡大して増やしていったんですけど、今後問題になってくるのが、里芋の場合は連作ができないのでその辺で、里芋を専門にしている方なので、その空いた土地で今後は稲を作るのが一番いいのですが、飼料米とか、今度J Aも西条と新居浜が合併しまして飼料米である程度収益が上がるとか、新居浜の場合、共同機械もありますけど作付け面積も減ってきて、共同機械を始めた当時は、各支所15町くらいだったのが今減っていますので、共同機械等を上手く利用して連作障害を起こさないように飼料米とか、その辺で今後やっていく方法で考えないといろいろな障害が出てきますのでそれができたらいいなというようには個人的には考えているのですが、いろんな意見等がありましたら皆さんの方からお知らせ願いたいと思います。以上です。ありがとうございます。

藤田会長

川東地区、他にないですか。では、中萩地区お願いします。

竹林委員

中萩地区ですけど、景観形成作物について今後の草取りとか、次の花はひまわりと決まったのですが、後は農政の方ですけど、耕作放棄地の解消が問題で出ました。いろいろお話の中で管理については、ビニールシートを張ったり、防草シートを張ったり、農協等で草刈りをお願いをしたりと、なかなか思ったようにはいけないと、そういった中で解消を図るのでしたら、自分で保全管理をしていつでも貸せる状態にしなくて

**藤田会長
田坂委員**

はいけないと。また、中には作付けをしている人に聞いたら草が生えている時はその人が周りの土地も刈っているという方もいました。結論からいいますと、やはりいつでもできる保全管理ができるような土地しか借り手がいないということでした。以上です。

次、船木、角野班お願いします。

景観形成作物についてですけど、今年は4年間のうちで草枯らしが効いてほとんど草が出ていないです。珍しいですよ。内容的には今まで3年間は粉末でやってきたんですけど、今年は液の除草剤を撒いたのです。だから、今現在ほとんど草は生えていないですが、ところが、そのダメージかどうか分からないのですがポピーがあまり発芽していないんですよ。いい事もあれば、悪い事もあるということで、チューリップは球根なので非常にいい状態で順調に伸びております。今後、草の管理ですけど今まで草が大きくなって草引きをしていたんですけど、今日いろんな意見が出て早めに管理機で叩くとかで対応をしようという前向きな意見ができました。今後はそういう形で、早め早めの対応をして負担がかからないようにしようかなということで意見がまとまりました。

曾我部委員

活動の関係ですけど、最近、先程加藤委員さんからもお話が出ましたけど、若手が何人か出ているので、その方達に新居の里芋ということで土居に全農の広域選果場ができたんです。そちらに回したら値段がいいので、お米を作るよりだいぶいいのでそれを進めたい。ただ、加藤委員がおっしゃったように連作がきかないということで、飼料米でいうのは、反収で13俵くらい取れなければ合わないんですよ。しかもご自分で農機具を持っている方でないと飼料米もお金にならない。共同機械にお願いしてたら赤字になるんですよ。だから、4年に1回里芋いいんだろうけど、あと、2

年、3年の水田にする、お米が仮にできなかつたらお水を常時溜めておくとか、そういう方法とお米を作る農家を探すというようなことになろうかと思います。前回の委員会でもあったのですが、遠くの方でも遠くの土地で作りに行くよというようなことで非常に意欲的な意見も出ていたのですが、その辺りは農業委員会、農林水産課、JA含めて推進を今からしていくようにしております。西条と合併してから肥料のサポーターのこととか、そういうなのもいろいろできますので、その辺りは耕作放棄地を極力なくすということで推進をしていきたいと思います。今日の資料の中でも、借りたいという人が8人、買いたい1人というようなことで、貸したい農地が山ほどあるんですけどたぶんこの中で10分に1くらいでしょうね、貸したいの中で使える農地といたら、その辺を厳選して借りたい人の名前を皆さん知っていると思うので、近辺の土地を調べて積極的に進めていってもらったらと思います。

藤田会長

いろいろと、それぞれの班でお話されてありがとうございました。今、発表された中で皆様もお気付きのように、景観形成作物についてはそれぞれ頑張っておられて上手くいっていると、あと、農地パトロールであつたり、台帳調査の中で起きてきた問題点、やはり耕作できない、土地を買ってほしいと、耕作ができる担い手が非常に少ないということで、そういったことで問題もいろいろと、だから今、曾我部委員さんおっしゃられたように、これからの地域の農協の中でも生産資料等についても新しい展開ができてくるということで、いずれに対しましてもこういった意見をまとめて、これからの活動に力を入れていくかになっていくのですが、あまり農業委員は各年度年度で皆様に申し上げますように、まず、愛媛県では以前1・1・1

運動で1筆でも耕作放棄地じゃなくて、いろいろな耕作ができるようなことに、1年間1筆でいいからやっていただきたいということでございます。それと、これから農林水産課の主導の基に人・農地プランということで、それぞれの農協の各支所単位に分かれての、認定農業者や関係者と一緒になって農業委員も含めて人・農地プランの実質化の話をしてそれを実行に移していかなければならない。その為にも、各農業委員さん、推進委員さんも地域の中の実態、こういった担い手がありますよと、こういった土地が耕作されずに残っているというようなことについて皆さんで協議をしていきながら1筆でも少なくしていくというようなことでございますので、これから農林水産課の方から皆様方にも案内があつて、各農協支所単位での話し合いがあろうかと思えます。そういったことで、いずれに致しましても農業委員会の活動の中でいろんなことで、地域の実態をよく知っていただきまして、これからの新居浜農業をどうしていくか、農地を守るということとはひいては国土の保全にも繋がりますので非常に大切なことでございます。いろんなことで大変ではございますが、活動に取り組んでいただきたいというようなことでございます。今日はいろいろ意見を出して、こういったことでまたそれぞれが集まったりしていきながら、どうあるべきか、どうすべきか、いろいろ皆様のご意見も出していただいて事務局の方へもこういうことをやってほしい、これをすべきではないかという提言をいただきたいと思えます。いろいろ、意見を出していただきましたが、以上をもちまして、第8回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員